# 議案第22号 小松島市介護保険条例の一部を改正する条例について

# 《改正の趣旨》

第9期介護保険事業計画期間(令和6年度から令和8年度まで)の介護保険料基準額を年額「73,200円」から「74,400円」に改めるとともに、介護保険法施行令の一部改正等に伴い、現行11段階としている所得段階を13段階に多段階化し、第 $1\sim3$ 段階の保険料額を引き下げるもの。

小松島市介護保険条例(平成12年小松島市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後 (案)	備考
(保険料率)	(保険料率)	
第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u> までの各年度における保険料率 は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該	第4条 <u>令和6年度から令和8年度</u> までの各年度における保険料率 は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該	改正
各号に定める額とする。	各号に定める額とする。	
(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」とい	(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」とい	
う。) <u>第39条第1項第1号</u> に掲げる者 <u>36,600円</u>	う。) <u>第38条第1項第1号</u> に掲げる者 <u>33,852円</u>	改正
(2) 令 <u>第39条第1項第2号</u> に掲げる者 <u>54,900円</u>	(2) 令 <u>第38条第1項第2号</u> に掲げる者 <u>50,964円</u>	改正
(3) 令 <u>第39条第1項第3号</u> に掲げる者 <u>54,900円</u>	(3) 令 <u>第38条第1項第3号</u> に掲げる者 <u>51,336円</u>	改正
(4) 令 <u>第39条第1項第4号</u> に掲げる者 <u>65,880円</u>	(4) 令 <u>第38条第1項第4号</u> に掲げる者 <u>66,960円</u>	改正
(5) 令 <u>第39条第1項第5号</u> に掲げる者 <u>73,200円</u>	(5) 令 <u>第38条第1項第5号</u> に掲げる者 <u>74,400円</u>	改正
<u>(6)</u> 次のいずれかに該当する者 87,840円	<u>(6)</u> 令第38条第1項第6号に掲げる者 89,280円	改正
<u>ア</u> 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に		
規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租		

税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しく は第2項,第34条第1項,第34条の2第1項,第34条の3第1項, 第35条第1項,第35条の2第1項,第35条の3第1項又は第36 条の規定の適用がある場合には,当該合計所得金額から令 第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額と し,当該合計所得金額が0を下回る場合には,0とする。以 下この項において同じ。)が120万円未満である者であり, かつ,前各号のいずれにも該当しないもの イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定す る要保護者(以下「要保護者」という。)であって,その者が 課される保険料額についてこの号の区分による額を適用さ れたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第 1項第1号イ((1)に係る部分を除く。),次号イ,第8号イ,第

(7) 今第38条第1項第7号に掲げる者 96,720円

改正

(7) <u>次のいずれかに該当する者 95,160円</u>

9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

- <u>ア</u> 合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について この号の区分による額を適用されたならば保護を必要とし ない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分 を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を 除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 109,800円

(8) 今第38条第1項第8号に掲げる者 111,600円

改正

<u>ア</u> 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であ		
<u>り, かつ, 前各号のいずれにも該当しないもの</u>		
<u>イ</u> 要保護者であって、その者が課される保険料額について		
<u>この号の区分による額を適用されたならば保護を必要とし</u>		
<u>ない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分</u>		
を除く。),次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)		
<u>(9)</u> <u>次のいずれかに該当する者 124,440円</u>	(9) 今第38条第1項第9号に掲げる者 126,480円	改正
ア 合計所得金額が320万円以上500万円未満である者であ		
り、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの		
<u>イ</u> 要保護者であって,その者が課される保険料額について		
この号の区分による額を適用されたならば保護を必要とし		
<u>ない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分</u>		
を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)		
<u>(10)</u> 次のいずれかに該当する者 131,760円	(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 141,360円	改正
<u>ア</u> 合計所得金額が500万円以上800万円未満である者であ		
り、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの		
<u>イ</u> 要保護者であって、その者が課される保険料額について		
この号の区分による額を適用されたならば保護を必要とし		
<u>ない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分</u>		
<u>を除く。)に該当する者を除く。)</u>		
( <u>11</u> ) 前各号のいずれにも該当しない者 153,720円	(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 156,240円	改正
	(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 171,120円	追加

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦 課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料 率は、同号の規定にかかわらず、21,960円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての 保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度 における保険料率について準用する。この場合において、前項 中「21,960円」とあるのは、「36,600円」と読み替えるものと する。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての 保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度 における保険料率について準用する。この場合において、第2項 中「21.960円」とあるのは、「51.240円」と読み替えるものと する。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得, 喪失等があった 場合)

#### 第6条 (略)

- 2 (略)
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する 老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除 く。)、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、 第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ

## (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 178,560円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦 課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料 率は、同号の規定にかかわらず、21,204円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての 保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度 における保険料率について準用する。この場合において、前項 中「21,204円」とあるのは、「36,084円」と読み替えるものと する。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての 保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度 における保険料率について準用する。この場合において、第2項 中「21,204円」とあるのは、「50,964円」と読み替えるものと する。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得, 喪失等があった 場合)

### 第6条 (略)

- (略)
- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する 老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除 く。), 口若しくは二, 第2号口, 第3号口, 第4号口, 第5号口, 第6号口, 第7号口, 第8号口, 第9号口, 第10号口, 第11号口又

追加

改正 改正

改正

改正

改正

改正

改正

に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第4条第1項第6号から第10号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に 10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号

改正

る者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

までのいずれかに規定す

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に 1円未満 の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

改正